

奈良県告示第二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、林堂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年四月三十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	安川 誠	葛城市林堂一七九―二
〃	木原 正隆	〃 二九一―三
〃	山本 京子	〃 四〇一―三
〃	芳岡 君子	〃 三八六―三
〃	倉本 裕紀	〃 二六三
〃	安川 正光	〃 一九五―一
監事	西川 惠津子	〃 三五―二
〃	吉岡 勝彦	〃 一九五―五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	安川 誠	葛城市林堂一七九―二
〃	西川 知晴	〃 三六―三
〃	安川 盛久	〃 三七六
〃	山本 京子	〃 四〇一―三
〃	西川 昌宏	〃 一七―五
〃	安川 正光	〃 一九五―一
監事	西川 惠津子	〃 三五―二
〃	吉岡 正秀	〃 一五九―一
〃	木原 正博	〃 一八八―五